



ふれあいネットワーク

やえせ 社協だより

編集・発行 社会福祉人 **八重瀬町社会福祉協議会**

【本 所】〒901-0401 八重瀬町字東風平1318-1 TEL 098-998-4000 FAX 098-998-8999 E-mail yaese-shakyo@woody.ocn.ne.jp
 【員志頭支所】〒901-0512 八重瀬町字員志頭645 TEL 098-998-4677 FAX 098-998-1948 E-mail guahikami-shisyo@image.ocn.ne.jp



高齢者見守りネットワーク事業研修会 (企業編)

～地域住民と事業所で高齢者を見守ります!～

去る9月16日平成20年度「高齢者見守りネットワーク事業研修会 (企業編)」を開催しました。

本研修会は、高齢者の変化にいち早く気づき、速やかに対応できるシステム (高齢者見守りネットワーク) づくりを目的に開催したものです。

当日は、高齢者と毎日かかわりのある事業所 (各地域の新聞販売店、南部水道企業団、郵便局等)、民生委員児童委員25名の参加がありました。

今回の研修では、NPO法人消費生活センター代表で消費生活アドバイザーの小那覇涼子氏を招いて高齢者を狙った悪質商法についての事例や、被害にあわないためのアドバイス又、万が一被害にあった場合のクーリングオフの仕方を教えていただきました。そのあと社協による要支援者への見守り協力の呼びかけと、今後の見守り体制の協力依頼をしました。



高齢者の、悪質商法による経済的トラブル、病気・事故などの身体的トラブルにいち早く気づき、未然に防ぐことができるのは身近な地域に住む私達です。

みんなで協力・連携し合い、さりげない「見守り」の輪をひろげたいですね。

赤い羽根共同募金にご協力を!

今年も「地域の福祉、みんなの参加」のスローガンのもと、十月二日～十二月三十一日までの三ヶ月間赤い羽根共同募金運動が展開されます。

「この赤い羽根が、あなたの気持ちを届けます。」をキャッチフレーズに温かな心を大きな支えに、みんなでこの運動にご協力をお願い致します。

私たちの住んでいる町内には、

お年寄り・体の不自由な人・生活にお困りの家庭など町民の助けを必要とする方々がいます。このような方々が少しでも幸せになれますよう、みんなの力でたすけあい豊かな町を築きたいものです。

街をあるく人の胸を飾る赤い羽根はあなたの善意とたすけあいのシンボルです。一人ひとりの小さな思い・真心で集められた寄付金は大きくなって次のように配分されます。

県内の福祉施設の整備や、町内福祉事業に役立てられます。今年もさわやかな秋とともに赤い羽根の季節がやってまいり



平成20年度赤い羽根共同募金実施計画

1. 募集期間 自:平成20年10月1日～至:平成20年12月31日

2. 募金目標額 5,336,000円 (内訳) A:目標→1,488,000円 (県内各福祉施設等へ配分)
B:目標→3,848,000円 (町社協へ配分)

3. 募金種別の割合



種別	金額	割合	説明
戸別募金	2,100,000円	41.1%	4,400戸×500円目安
職域募金	850,000円	15.5%	1,000円以上(役職) 500円以上(一般職員) 300円以上(臨時職員)を目安
法人募金	1,200,000円	29.4%	10,000円以上目安
個人企業募金	500,000円	7.5%	5,000円以上目安
学校募金	190,000円	2.8%	小学校・中学校・高等学校
その他募金	496,000円	3.7%	町民協・町老連・町身障協・町婦人会・募金箱など
合計	5,336,000円	100.0%	

この社協だよりは「赤い羽根共同募金配分金」、「社協会費」、「寄付金等」で作成されています。



みなさま、共同募金について どれだけ知っていますか?



1 共同募金は、 10月1日から12月31日まで

毎年1回、全国いっせいに募金を行うため、厚生労働大臣の告示によって、募金期間が決められています。

10月12月までは、一般募金、12月中歳末たすけあい募金もあわせておこないます。

2 共同募金は、赤い羽根募金

「赤い羽根募金」は、「共同募金」の愛称です。意識調査では、「共同募金」と「赤い羽根募金」が同じ募金であることを「知っていた」人は、10人のうち8人。

別々の募金だと思っている人は10人のうち2人もいました。

共同募金のシンボル＝「赤い羽根」

「赤い羽根」を使うようになったのは、第2回目の運動からです。1948年頃、アメリカでも、水鳥の羽根を赤く染めて使っていました。

それをヒントを得て、日本では、不要になった鶏の羽根を使うようになりました。

「赤い羽根」は、運動が始まった頃、寄付をしたことを表す印として使われていました。

「共同募金」のシンボルとして、幅広く使われています。

法律からみた「共同募金」

「赤い羽根」は「社会福祉法」という法律をよりどころとして進められています。

民間社会福祉事業に必要な資金を集めるために、共同募金運動は、全国的に展開されています。

3 共同募金は、 共同募金会が行う募金

「共同募金」とは、国や市町村ではなく、共同募金会という民間の団体によって都道府県を単位として行われている募金です。

国や市町村の自治体が行っていると、勘違いをしている人が以外と多いのです。

さらに、都道府県(以下、「県」という)内で「共同募金」に寄付したお金は、県内の社会福祉に使われ、県外や国外に使うことができないことも以外と知られていません。

4 【共同募金の税制上の優遇措置】

共同募金への寄付金には税制上の特典があります。個人の寄付者には所得税、住民税の「寄付金控除」が、株式会社等法人の寄付金は「全額損金算入」が認められています。

また、年間を通じて寄付金受け入れのご相談も応じています。

法人

・寄付金の全額が損金算入になります(法人税法第30条)

個人

・所得税(所得税法第78条) 寄付金(所得40%) - 5千円 = 控除額

・住民税(地方税法第34条) 寄付金(所得30%) - 5千円 = 控除額

5 【共同募金の寄付による感謝状の贈呈】

寄付をされた方には、寄付された額により県ごとの規定基準により感謝状の贈呈を行っているところもありますが、全国的には次の寄付が贈呈の対象になります。

〈個人からの寄付〉

20万円以上	中央共同募金会長感謝状
50万円以上	中央共同募金会長感謝楯
100万円以上 500万円未満	厚生労働大臣感謝状

〈法人・団体からの寄付〉

80万円以上	中央共同募金会長感謝状
100万円以上	中央共同募金会長感謝楯
300万円以上 1,000万円未満	厚生労働大臣感謝状

注)個人が500万円以上、企業が1,000万円以上の寄付を行った場合、表彰制度があります。

6 災害ボランティアの支援も 行う共同募金

「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」は、大規模災害が発生した際、災害時のボランティア活動を資金的に緊急支援する制度です。

これは、大規模災害発生時の初動期に、お年寄りや障害をもつ人々など、社会的に支援を必要とする方々のために、救援活動を行うボランティアグループ・団体・または社会福祉施設などの活動にかかる経費の一部を支援しようという目的を持っています。

また、平成12年度からは、社会福祉法に基づき、災害が起きた地域にある「共同募金会」に対し、他の「共同募金会」が災害時のボランティアの支援などのために搬出(配分)できるようになりました。

防災に関する研修会・港川子ども会編

本会では、去る八月二四日(木)に災害時における避難訓練を目的として「防災に関する研修会」を港川子ども会を対象に開催いたしました。

当日は港川子ども会から二十名、子ども会関係者四名に参加していただき沖縄市の防災センターにて地震や津波の被害についてビデオ学習し、その後、地震体験室にて阪神淡路大震災時と同じマグニチュード7を体験しました。

午後からは、社会福祉会館にて防災アドバイザーの金城正勝さんによる「津波とその避難について」の講演会があり、地震の起こり方や津波の怖さ、防災時の心構えなどを学習しました。



事務局より

本会では今後、宇港川の住民を対象に「宇港川における地震と津波に関するアンケート調査」を予定しています。

住民みなさんの防災に対する認識、家庭における防災対策の実態を把握し、今後の活動に反映させていただきますのでご協力の方よろしくお願いいたします。

利用者の皆様からの福祉サービス等に関するご意見、ご要望や苦情などの適切な解決に努めます。

下記の苦情受付担当者もしくは第三者委員まで、ご連絡なくお申し出下さい。

事業者名		代表連絡先	
社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会		☎(998) 4000	
	氏名	役職名	連絡先
受付担当者	神谷 トモ子	庶務	(998) 4000
解決責任者	川 武 繁 男	事務局長	(998) 4000
三者委員	石原 誠 仁	有識者	(998) 2410
	上地 富 雄	民生委員	(998) 3695
	島 添 澄 子	有識者	(998) 2441

【相談時間】月曜日～金曜日9:00から17:00(土・日・祝日・年末年始は除きます。)

福祉サービスの 苦情解決

本会は、「苦情申出窓口」を設置しております。

この窓口は、本会が提供する「福祉サービスや生活福祉資金制度」等についての苦情を受け付け、サービスや制度について利用者の満足感を高めるとともにサービス提供者との信頼関係を確保することを目的としています。



1. 相談

身近な社会福祉協議会
地域福祉見地擁護センターへご相談を。



2. 訪問

基幹的社会福祉協議会の専門員が訪問し、お困りのことなどを伺います。



3. 支援計画作成

お困りことや、ご希望をお聞きした後、ご本人の意向を確認しながら支援計画をご提案、作成します。



4. 契約

作った支援計画でよろしければ契約をします。

5. 生活支援員によるサービス開始

契約に基づいて生活支援員が援助を行います。



地域福祉権利擁護事業とは「お金のやり取りにちよつと自信がないなあ」「通帳などの管理が心配で…」など、不安のある高齢者や自分で判断することが困難な方が、在宅で安心して暮らせるようお手伝い(援助)をします。

利用料について

- ご相談や、支援計画を作るのは**無料**です。
- サービスを**受ける場合は有料**です。

利用料については専門員におたずね下さい。
※生活保護をうけている方には一部補助があります。

地域福祉権利擁護事業

みんなにちは!



八重瀬町社会福祉協議会

八重瀬町地域包括支援センターです

八重瀬町地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。そこでは、保健師(看護師)、主任介護支援専門員、社会福祉士など専門職を配置し、みなさんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう支援を行います。お気軽にご利用下さい。

何でも御相談下さい!

高齢のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対処します。介護に関する相談や悩みごと、健康や福祉、医療や生活に関することなど、何でもご相談下さい。



社会福祉士



さまざまな方面からみなさんを支えます

地域を支えるケアマネジャーへの助言や、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。



専門職が連携して対応致します。

主任介護支援専門員



保健師(又は看護師)



自立して生活できるよう支援します!

要支援1・2と認定された人は、介護予防サービスを利用できます。



みなさんの権利を守ります!

安心して暮らすため、さまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介、虐待の早期発見、消費者被害などに対応します。



八重瀬町地域包括支援センター

八重瀬町字具志頭659番地

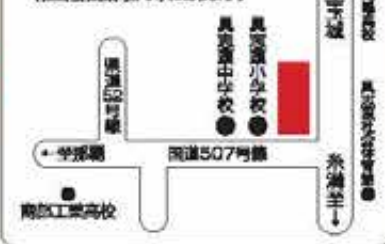
電話(098)835-7247 FAX(098)835-7246

E-mail:qq8m49zd@dolphin.ocn.ne.jp

社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会

〒901-0401 八重瀬町字東風平1318番地の1

※包括支援センターは、八重瀬町役場庁舎内(社会福祉課内)にあります。



寄付

ご芳志誠にありがとうございます。この寄付金は、町内の福祉事業のため有効に活用させていただきます。
紙面をかりて衷心より厚くお礼申し上げます。

平成20年8月11日～平成20年9月22日

月 日	寄付者氏名	住 所	金 額	備 考
8月11日	金 城 み や	宇安里	50,000	故夫 武夫様の香典返しとして
8月18日	平 良 茂 弘	宇安里	30,000	故夫 仁助様の香典返しとして
8月25日	仲宗根 光 子	宇東風平	100,000	故孫 新里広和様の香典返しとして
9月4日	屋嘉比 美代子	宇友寄	30,000	故夫 柴宏様の香典返しとして
9月4日	知 念 清 吉	字世名城	50,000	故夫 フミ様の香典返しとして
9月8日	知 念 清 英	字世名城	50,000	ト一カ子祝いを記念して
9月9日	宮 里 竹 信	宇長毛	30,000	故母 トミ様の香典返しとして
9月11日	知 名 定 弘	字世名城	30,000	ト一カ子祝いを記念して
9月12日	富 田 佳代子	宇富盛	30,000	故夫 速博様の香典返しとして
9月18日	知 名 ミヨ子	字世名城	30,000	ト一カ子祝いを記念して
9月18日	仲 座 善 吉	宇小城	30,000	ト一カ子祝いを記念して
9月18日	富 田 キ ヨ	宇富盛	30,000	ト一カ子祝いを記念して
9月22日	仲 座 ヨ シ	宇小城	30,000	ト一カ子祝いを記念して
合 計			520,000	

単位：円

平成20年度社内研修会・「普通救護講習Ⅰ」

去る8月18日(月)に、八重瀬町社会福祉協議会に勤務する職員を対象に、平成20年度社内研修会「普通救命講習」を実施しました。

平成16年7月から心臓発作などで心停止した方に対して、除細動による蘇生処置を図るAED(自動体外式除細動器)の使用が一般市民にも認められ、学校や公共施設などの多くの人が集まる場所に設置されてきています。

それを受け、本会では職員が緊急時に人命救助を行い、AEDを使用し迅速な対応が行える事を目的に実施しました。

当日は職員17名が参加し、島尻消防清掃組合の方3名に講師を依頼し、DVDを観ながらAEDを使うまでの流れを学習し、その後AEDの使用法についての説明を受けました。



社会福祉協議会とは…

地域のすべての人々の参加によって 生活をよくするように努めています

社協は地域住民の共同財産です

性格

みなさんの手で
「地域福祉の木」を
育てましょう

社会福祉協議会は自分たちの住むところにおけるいろいろな福祉問題について、すべての人々の生活をよくするためにつくられた、法律で定められている民間の自主的な団体です。

その主体は地域の住民です。

みなさんの参加と福祉や保健などの生活改善向上に関係のある人たちの協力を得て、福祉活動を行っています。

社会福祉協議会は「社協」というふうには呼ばれています。



財源 皆さんからの善意(会費)が「社協号」の原動力です。

地域の人々の会費や共同募金、寄付金などのほか、市町村からの補助金・委託金によっていろいろな活動を行っています。



組織 すべての人が「しあわせな家族」を支えています。

一人はみんなのために!
みんなは一人のために!

一人(ちゅい)たしきだじき

